

議案第3号

字の区域を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更し、同条第2項の規定による告示の指定する日から効力を生ずるものとする。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

変更調書

字の名称		左記の区域に編入する区域			摘要
大字名	小字名	大字名	小字名	地番	
新川				1510の179	
海望園				200の6	
大門				251の36	

備考 令和元年5月10日調査

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域を変更し、もって土地の所在を明確にするため。

